

# 限度額適用認定証について

## 限度額適用認定証とは？

入院前に『限度額適用認定証』を申請し、病院の窓口で提示することにより、窓口での支払額(保険診療分)が「自己負担限度額」までになります。

そのため高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

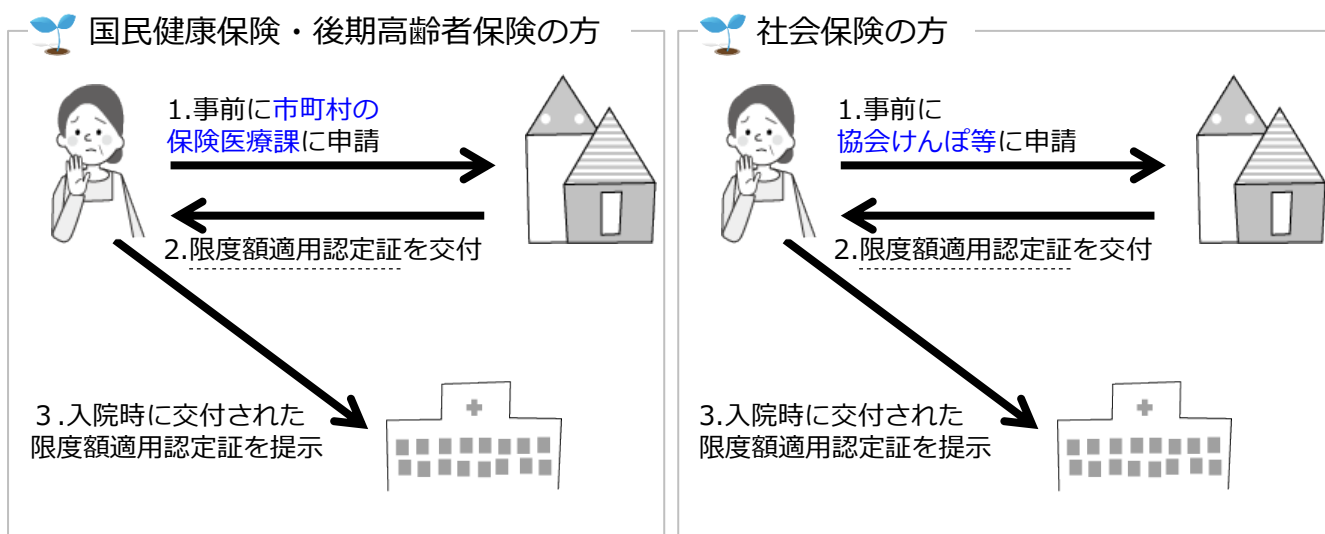
- ◆ **入院時に必ず提示して頂くことが必要です。**
- ◆ 入院前に余裕をもって手続きを済ませることをお勧めします。
- ◆ 所得により適用にならない場合があります。

## 申請先

国民健康保険の方 後期高齢者保険の方	各市町村役場、支所、出張所
社会保険の方	全国健康保険協会（協会けんぽ） 協会けんぽ以外の方は、職場または保険者にお問い合わせ下さい

- ◆ 上記以外の方は、直接保険者へお問い合わせください

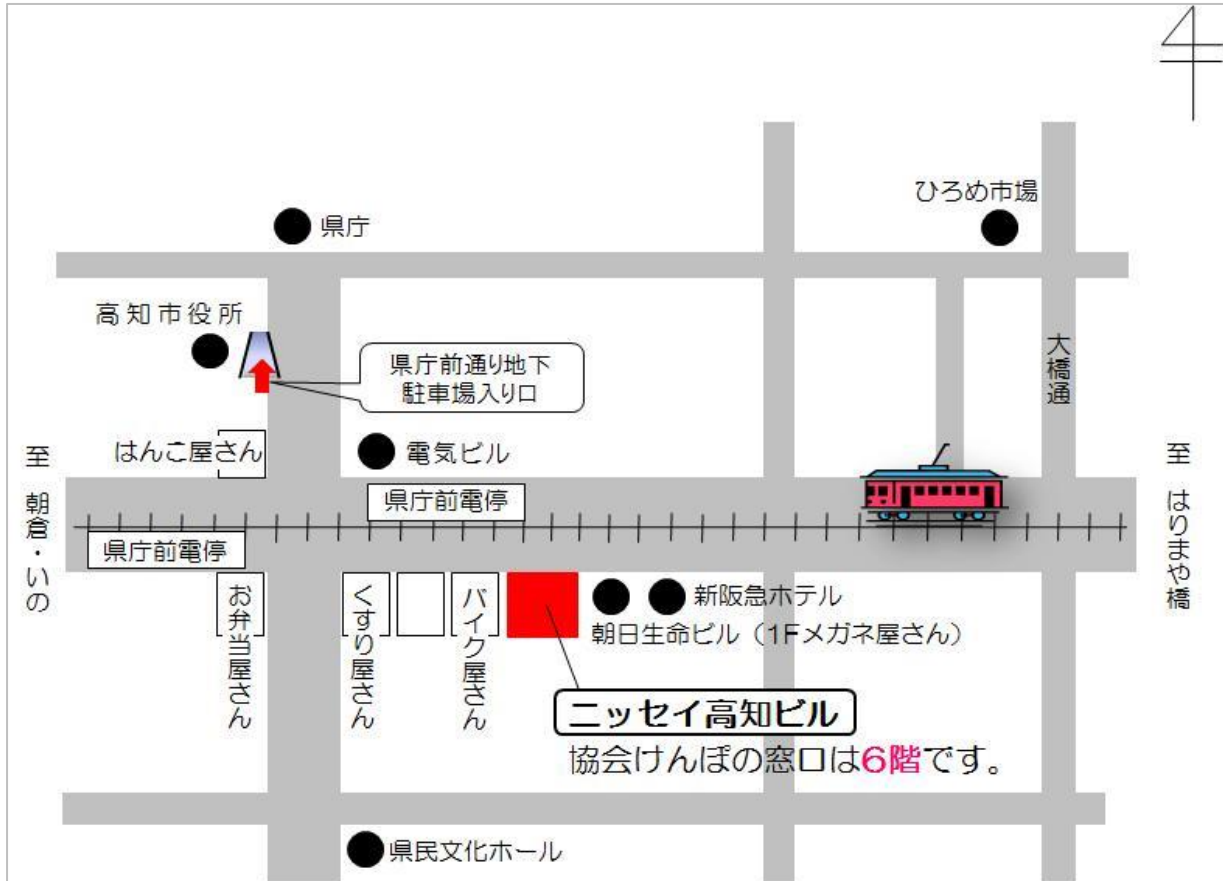
## 申請の流れ




- ◆ 低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。
- ◆ 不明な点は申請先または、当院受付までお問い合わせ下さい。

## 全国健康保険協会（協会けんぽ）

- ◆ 所在地 〒780-8501 高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 6階
- ◆ 電話番号 088-820-6010（代表）
- ◆ 交通案内 土佐電気鉄道「県庁前電停」徒歩 3分



 協会けんぽ高知支部発行の健康保険証をお持ちの方は、窓口での発行が可能です。申請用紙が当院受付にもございますので、ご入用の方はお声掛け下さい。

### 《必要なもの》

- ・ 受診される方の健康保険証（コピー可）
- ・ 被保険者の印鑑
- ・ 申請に来られる方の身分証明となるもの（運転免許証等）
- ・ 被保険者が市町村民税非課税の場合は、非課税証明書（コピー不可）

※詳しくはお電話にて直接、全国健康保険協会（協会けんぽ）までお問い合わせ下さい